

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十九年年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等……………一
- ……………(総務局総合防災部防災対策課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………三
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………三
- 平成二十九年年度地籍調査事業計画の策定……………三
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- ……………(同)……………五
- 種畜証明書の交付……………六
- ……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………六
- 当せん金付証券の発売委託……………七
- ……………(財務局主計部公債課)……………七
- 土地区画整理事業の換地処分……………七
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………七
- 当せん金付証券の発売委託……………二
- ……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………二

雑報

公告

告示

●東京都告示第千八十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定に基づき、平成二十九年年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集に係る受付期間、受付場所等を次のとおり告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小池百合子

一 募集種目

(一) 自衛官候補生(男子及び女子)

(二) 一般曹候補生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等陸士、二等海士又は二等空士として採用される。

(三) 航空学生(男子及び女子)

※ 入隊と同時に二等海士又は二等空士として採用される。

二 応募資格

(一) 自衛官候補生及び一般曹候補生

十八歳以上二十七日未満の日本国籍を有する者

(二) 航空学生

ア 海上自衛隊

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

イ 航空自衛隊

高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)

で二十歳未満の日本国籍を有する者

三 受付期間

(一) 自衛官候補生

ア 男子

(ア) 平成二十九年八月二十七日(日曜日)から同月二十九日(火曜日)までに実施する試験は、平成二十九年七月一日(土曜日)から同年八月二十二日(火曜日)まで

(イ) 平成二十九年九月九日(土曜日)から同月十一日(月曜日)までに実施する試験は、平成二十九年七月一日(土曜日)から同年九月五日(火曜日)まで

(ウ) 平成二十九年九月十九日(火曜日)、同月二十日(水曜日)及び同月二十三日(土曜日)に実施する試験は、平成二十九年七月一日(土曜日)から同年九月十二日(火曜日)まで

イ 女子

平成二十九年七月一日(土曜日)から同年九月十日(火曜日)まで

(二) 一般曹候補生

平成二十九年七月一日(土曜日)から同年九月八日(金曜日)まで

(三) 航空学生

平成二十九年七月一日(土曜日)から同年九月八日(金曜日)まで

四 試験期日

(一) 自衛官候補生

ア 平成二十九年八月二十七日(日曜日)(男子)

イ 同月二十八日(月曜日)(男子)

<p>ウ 同月二十九日(火曜日) (男子)</p> <p>エ 平成二十九年九月九日(土曜日) (男子)</p> <p>オ 同月十日(日曜日) (男子)</p> <p>カ 同月十一日(月曜日) (男子)</p> <p>キ 同月十九日(火曜日) (男子)</p> <p>ク 同月二十日(水曜日) (男子)</p> <p>ケ 同月二十二日(金曜日) (女子)</p> <p>コ 同月二十三日(土曜日) (男子)</p> <p>サ 同月二十四日(日曜日) (女子)</p> <p>(二) 一般曹候補生</p> <p>ア 一次試験</p> <p>平成二十九年九月十六日(土曜日) 又は同月十七日(日曜日)</p> <p>イ 二次試験</p> <p>平成二十九年十月七日(土曜日) から同月十一日(水曜日) までのうちの一日</p> <p>(三) 航空学生</p> <p>ア 一次試験</p> <p>平成二十九年九月十八日(月曜日)</p> <p>イ 二次試験</p> <p>平成二十九年十月十七日(火曜日) から同月二十一日(日曜日) まで</p> <p>ウ 三次試験</p> <p>平成二十九年十一月十八日(土曜日) から同年十二月二十一日(木曜日) まで</p> <p>試験場</p> <p>東京都に所在する自衛隊施設等で実施</p> <p>受付場所</p>	<p>七 別表の出張所等又は区市役所若しくは町村役場受付時間</p> <p>(一) 別表の出張所等</p> <p>平日の午前九時から午後六時まで</p> <p>(二) 区市役所又は町村役場</p> <p>区市役所又は町村役場の所轄課の執務時間内</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出張所等の名称</th> <th>位 置</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部募集課</td> <td>新宿区新宿六丁目 二十七番三十号 新宿イーストサイ ドスクエア五階</td> <td>〇三(三二六〇) 〇五四三</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部港出張所</td> <td>港区西新橋一丁目 六番十三号 柏屋 ビル四階</td> <td>〇三(三五九一) 五一〇一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部大田出張所</td> <td>大田区西蒲田七丁 目一番六号 谷口 ビル三階</td> <td>〇三(三七三六) 四二七一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集 案内所</td> <td>世田谷区太子堂二 丁目十二番二号 Tione世田谷 ビル二階</td> <td>〇三(三四一一) 六〇三九</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部五反田募集 案内所</td> <td>品川区東五反田四 丁目十番十二号 共進ビル二階</td> <td>〇三(三四四五) 七七四七</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部代々木募集 案内所</td> <td>渋谷区代々木一丁 目四十一番九号 DMK代々木ビル 二階</td> <td>〇三(三三七四) 二二〇三</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所</td> <td>豊島区西池袋一丁 目十八番一号 光ビル五階</td> <td>〇三(三九八二) 七〇七五</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部北地域事務</td> <td>北区赤羽西一丁目 三十七番二号 ジ</td> <td>〇三(三九〇〇) 八四一一</td> </tr> </tbody> </table>	出張所等の名称	位 置	電話番号	自衛隊東京地方協 力本部募集課	新宿区新宿六丁目 二十七番三十号 新宿イーストサイ ドスクエア五階	〇三(三二六〇) 〇五四三	自衛隊東京地方協 力本部港出張所	港区西新橋一丁目 六番十三号 柏屋 ビル四階	〇三(三五九一) 五一〇一	自衛隊東京地方協 力本部大田出張所	大田区西蒲田七丁 目一番六号 谷口 ビル三階	〇三(三七三六) 四二七一	自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集 案内所	世田谷区太子堂二 丁目十二番二号 Tione世田谷 ビル二階	〇三(三四一一) 六〇三九	自衛隊東京地方協 力本部五反田募集 案内所	品川区東五反田四 丁目十番十二号 共進ビル二階	〇三(三四四五) 七七四七	自衛隊東京地方協 力本部代々木募集 案内所	渋谷区代々木一丁 目四十一番九号 DMK代々木ビル 二階	〇三(三三七四) 二二〇三	自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所	豊島区西池袋一丁 目十八番一号 光ビル五階	〇三(三九八二) 七〇七五	自衛隊東京地方協 力本部北地域事務	北区赤羽西一丁目 三十七番二号 ジ	〇三(三九〇〇) 八四一一	<p>所</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部練馬地域事 務所</td> <td>練馬区豊玉北六丁 目三番三号 第八 平和ビル四〇三</td> <td>〇三(三九九一) 八九二一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部高円寺募集 案内所</td> <td>杉並区高円寺南四 丁目二十七番十号 佐野ビル六階</td> <td>〇三(三三一八) 〇八一八</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部江東出張所</td> <td>江東区亀戸一丁目 八番九号 岩上ビ ル二階</td> <td>〇三(三六八五) 二〇〇二</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部台東出張所</td> <td>台東区東上野三丁 目十七番八号 大 野屋ビル二階</td> <td>〇三(三八三一) 三五五五</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部足立地域事 務所</td> <td>足立区千住中居町 三十三番三号 大 橋ビル一階</td> <td>〇三(三八八二) 八八三一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部新小岩募集 案内所</td> <td>葛飾区東新小岩一 丁目三番四号 塚 原ビル三階</td> <td>〇三(三六九六) 三五三七</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部立川出張所</td> <td>立川市緑町四番地 の二 立川地方合 同庁舎二階</td> <td>〇四二(五二四) 〇五三八</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部西東京地域 事務所</td> <td>西東京市田無町四 丁目二十八番十三 号 おんべビル五 階</td> <td>〇四二(四六三) 一九八一</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部八王子地域 事務所</td> <td>八王子市東町一番 六号 橋完LKビ ル三階</td> <td>〇四二(六四五) 八〇五〇</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部町田募集案 内所</td> <td>町田市原町田五丁 目九番十五号 永 和ビル二階</td> <td>〇四二(七二三) 一一八六</td> </tr> <tr> <td>自衛隊東京地方協 力本部福生募集案 内所</td> <td>福生市本町百四十 二番地 マサビル B館二階</td> <td>〇四二(五五一) 四七二五</td> </tr> </tbody> </table>	自衛隊東京地方協 力本部練馬地域事 務所	練馬区豊玉北六丁 目三番三号 第八 平和ビル四〇三	〇三(三九九一) 八九二一	自衛隊東京地方協 力本部高円寺募集 案内所	杉並区高円寺南四 丁目二十七番十号 佐野ビル六階	〇三(三三一八) 〇八一八	自衛隊東京地方協 力本部江東出張所	江東区亀戸一丁目 八番九号 岩上ビ ル二階	〇三(三六八五) 二〇〇二	自衛隊東京地方協 力本部台東出張所	台東区東上野三丁 目十七番八号 大 野屋ビル二階	〇三(三八三一) 三五五五	自衛隊東京地方協 力本部足立地域事 務所	足立区千住中居町 三十三番三号 大 橋ビル一階	〇三(三八八二) 八八三一	自衛隊東京地方協 力本部新小岩募集 案内所	葛飾区東新小岩一 丁目三番四号 塚 原ビル三階	〇三(三六九六) 三五三七	自衛隊東京地方協 力本部立川出張所	立川市緑町四番地 の二 立川地方合 同庁舎二階	〇四二(五二四) 〇五三八	自衛隊東京地方協 力本部西東京地域 事務所	西東京市田無町四 丁目二十八番十三 号 おんべビル五 階	〇四二(四六三) 一九八一	自衛隊東京地方協 力本部八王子地域 事務所	八王子市東町一番 六号 橋完LKビ ル三階	〇四二(六四五) 八〇五〇	自衛隊東京地方協 力本部町田募集案 内所	町田市原町田五丁 目九番十五号 永 和ビル二階	〇四二(七二三) 一一八六	自衛隊東京地方協 力本部福生募集案 内所	福生市本町百四十 二番地 マサビル B館二階	〇四二(五五一) 四七二五
出張所等の名称	位 置	電話番号																																																												
自衛隊東京地方協 力本部募集課	新宿区新宿六丁目 二十七番三十号 新宿イーストサイ ドスクエア五階	〇三(三二六〇) 〇五四三																																																												
自衛隊東京地方協 力本部港出張所	港区西新橋一丁目 六番十三号 柏屋 ビル四階	〇三(三五九一) 五一〇一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部大田出張所	大田区西蒲田七丁 目一番六号 谷口 ビル三階	〇三(三七三六) 四二七一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部世田谷募集 案内所	世田谷区太子堂二 丁目十二番二号 Tione世田谷 ビル二階	〇三(三四一一) 六〇三九																																																												
自衛隊東京地方協 力本部五反田募集 案内所	品川区東五反田四 丁目十番十二号 共進ビル二階	〇三(三四四五) 七七四七																																																												
自衛隊東京地方協 力本部代々木募集 案内所	渋谷区代々木一丁 目四十一番九号 DMK代々木ビル 二階	〇三(三三七四) 二二〇三																																																												
自衛隊東京地方協 力本部豊島出張所	豊島区西池袋一丁 目十八番一号 光ビル五階	〇三(三九八二) 七〇七五																																																												
自衛隊東京地方協 力本部北地域事務	北区赤羽西一丁目 三十七番二号 ジ	〇三(三九〇〇) 八四一一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部練馬地域事 務所	練馬区豊玉北六丁 目三番三号 第八 平和ビル四〇三	〇三(三九九一) 八九二一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部高円寺募集 案内所	杉並区高円寺南四 丁目二十七番十号 佐野ビル六階	〇三(三三一八) 〇八一八																																																												
自衛隊東京地方協 力本部江東出張所	江東区亀戸一丁目 八番九号 岩上ビ ル二階	〇三(三六八五) 二〇〇二																																																												
自衛隊東京地方協 力本部台東出張所	台東区東上野三丁 目十七番八号 大 野屋ビル二階	〇三(三八三一) 三五五五																																																												
自衛隊東京地方協 力本部足立地域事 務所	足立区千住中居町 三十三番三号 大 橋ビル一階	〇三(三八八二) 八八三一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部新小岩募集 案内所	葛飾区東新小岩一 丁目三番四号 塚 原ビル三階	〇三(三六九六) 三五三七																																																												
自衛隊東京地方協 力本部立川出張所	立川市緑町四番地 の二 立川地方合 同庁舎二階	〇四二(五二四) 〇五三八																																																												
自衛隊東京地方協 力本部西東京地域 事務所	西東京市田無町四 丁目二十八番十三 号 おんべビル五 階	〇四二(四六三) 一九八一																																																												
自衛隊東京地方協 力本部八王子地域 事務所	八王子市東町一番 六号 橋完LKビ ル三階	〇四二(六四五) 八〇五〇																																																												
自衛隊東京地方協 力本部町田募集案 内所	町田市原町田五丁 目九番十五号 永 和ビル二階	〇四二(七二三) 一一八六																																																												
自衛隊東京地方協 力本部福生募集案 内所	福生市本町百四十 二番地 マサビル B館二階	〇四二(五五一) 四七二五																																																												

自衛隊東京地方協 国分寺市南町三丁 〇四二(三二四)
 力本部国分寺募集 目十一番十八号 一〇一〇
 案内所 サンスクエアビル
 一階

自衛隊東京地方協 府中市浅間町一丁 〇四二(三六五)
 力本部府中分駐所 目五番地五 府中 五〇一一
 基地内

●東京都告示第千八百八十八号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 名称 株式会社INホーム
- (二) 代表者氏名 熊谷 勇樹
- (三) 主たる事務 豊島区目白二丁目十六番十九号
所の所在地

- 二 処分年月日 平成二十九年五月三十一日
- 三 処分の内容

平成二十九年六月一日から同年八月三十一日までの間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
- (三) 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第千八百八十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成二十九年年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

調査を行う者 調査地域 調査期間

千代田区 千代田区神田多町二丁目、神田須田町一丁目及び神田鍛冶町三丁目の各地方内 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

中央区 中央区月島三丁目及び明石町の各地方内 平成三十年三月三十一日まで

港区 港区白金二丁目及び白金五丁目の各地方内

新宿区 新宿区愛住町、富久町、舟町、住吉町、荒木町、四谷三丁目及び四谷四丁目の各地方内

文京区 文京区本郷三丁目、湯島一丁目及び湯島二丁目の各地方内

台東区 台東区西浅草二丁目、西浅草三丁目、雷門一丁目、雷門二丁目及び浅草一丁目の各地方内

墨田区 墨田区太平四丁目、横川四丁目、横川五丁目、錦糸四丁目及び業平五丁目の各地方内

江東区 江東区新木場一丁目、辰巳一丁目、東雲一丁目及び東雲二丁目の各地方内

品川区 品川区豊町二丁目、二葉一丁目及び戸越四丁目の各地方内

目黒区 目黒区目黒本町六丁目、下目黒四丁目及び祐天寺一丁目の各地方内

大田区 大田区北糀谷二丁目、羽田六丁目、大森西五丁目、南蒲田一丁目及び南蒲田二丁目の各地方内

世田谷区 世田谷区宇奈根三丁目、世田谷三丁目、大蔵三丁目及び大蔵四丁目の各地方内

中野区 中野区丸山二丁目及び鷺宮二丁目の各地方内

杉並区 杉並区阿佐谷北一丁目、方南一丁目、和泉一丁目及び和泉四丁目の各地方内

豊島区 豊島区池袋本町二丁目及び池袋本町三丁目の各地方内

北区 北区志茂二丁目の地方内

荒川区 荒川区西日暮里五丁目及び西日暮里六丁目の各地方内

板橋区 板橋区幸町及び小茂根二丁目の各地方内

練馬区 練馬区石神井町五丁目、下石神井三丁目、下石神井六丁目、豊玉南一丁目、豊玉南二丁目、東大泉二丁目、東大泉三丁目、大泉町六丁目、上石神井一丁目及び上石神井二丁目の各地方内

足立区 足立区神明三丁目の地方内

葛飾区 葛飾区堀切六丁目、西亀有一丁目、西亀有三丁目、亀有二丁目及び亀有四丁目の各地方内

江戸川区 江戸川区篠崎町三丁目、篠崎町四丁目及び南篠崎町一丁目の各地方内

八王子市 八王子市元横山町三丁目、田町、元本郷町一丁目、元本郷

三鷹市

町二丁目、元本郷町三丁目、元本郷町四丁目、大横町及び本町の各地内
三鷹市上連雀一丁目、上連雀三丁目、上連雀四丁目及び下連雀三丁目

青梅市

青梅市師岡町一丁目、師岡町二丁目、東青梅四丁目、東青梅五丁目、吹上、河辺町一丁目、河辺町二丁目、河辺町三丁目、裏宿町、天ヶ瀬町、野上町一丁目、千ヶ瀬町一丁目、千ヶ瀬町二丁目、千ヶ瀬町三丁目、千ヶ瀬町四丁目、今寺二丁目、藤橋二丁目、御岳山御岳二丁目及び本町の各地内
府中市美好町二丁目の地内

府中市

調布市上石原三丁目の地内

町田市

町田市大蔵町、鶴川四丁目及び小野路町の各地内

小金井市

小金井市緑町四丁目の地内

小平市

小平市学園東町一丁目、学園東町二丁目、学園西町一丁目、学園西町二丁目及び学園西町三丁目の各地内

東村山市

東村山市秋津町及び諏訪町の各地内

国分寺市

国分寺市並木町三丁目の地内

福生市

福生市大字福生の地内

武蔵村山市

武蔵村山市榎二丁目の地内

多摩市

多摩市和田、東寺方、落川、百草、諏訪一丁目及び中沢一丁目の各地内

羽村市

羽村市羽西三丁目の地内

あきる野市

あきる野市五日市の地内

瑞穂町

西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎、むさし野一丁目、むさし野三丁目、高根及び石畑の各地内

日の出町

西多摩郡日の出町大久野の地内

檜原村

西多摩郡檜原村下元郷及び上元郷の各地内

奥多摩町

西多摩郡奥多摩町棚澤及び白丸の各地内

●東京都告示第千九十九号

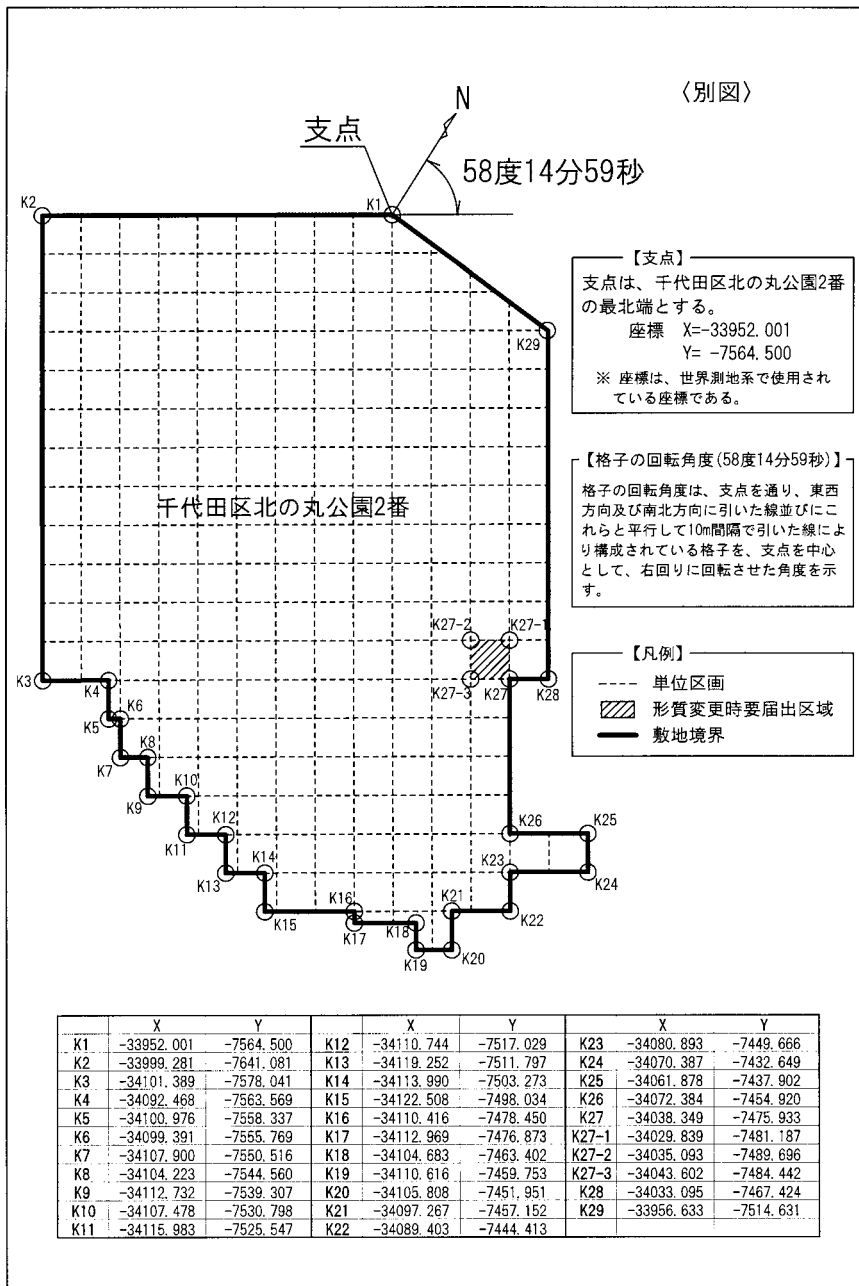
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区北の丸公園地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千九十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千九百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区喜多見五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【支点① 範囲】

〈支点①〉
支点は、世田谷区喜多見五丁目2888番1の最北端とする。

〈格子の回転角度：32度08分00秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点② 範囲】

〈支点②〉
支点は、世田谷区喜多見三丁目28番3の最北端とする。




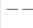
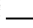

〈格子の回転角度：13度22分00秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

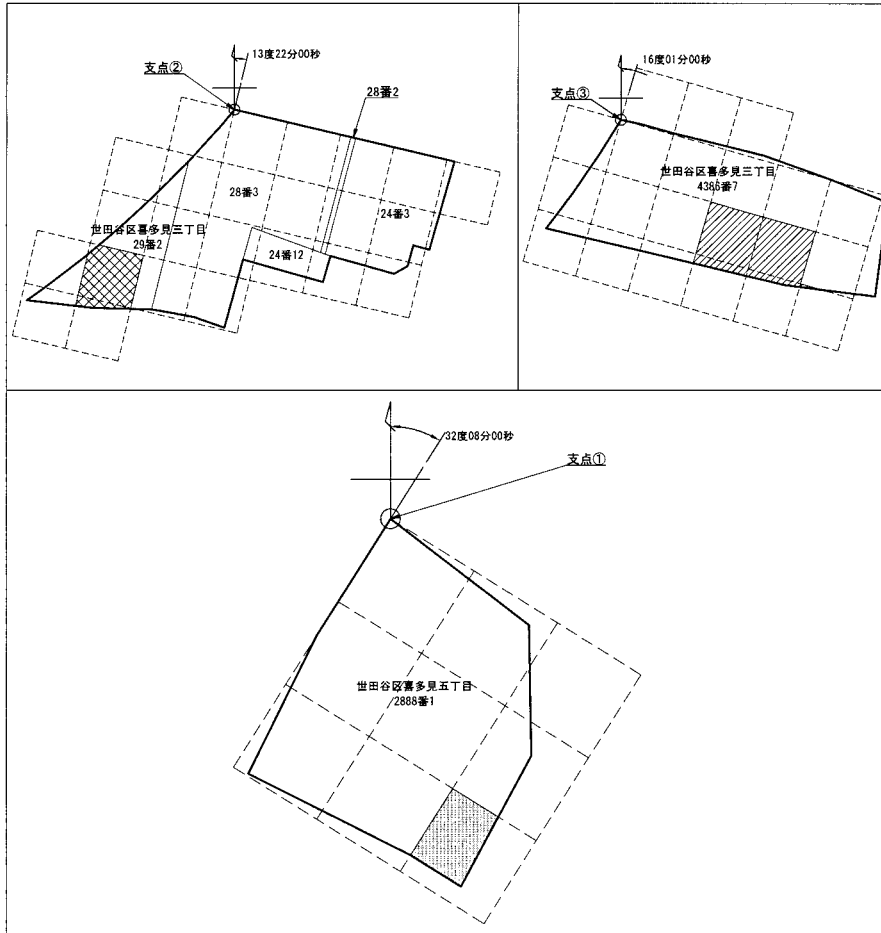
【支点③ 範囲】

〈支点③〉
支点は、世田谷区喜多見三丁目4386番7の最北端とする。

〈格子の回転角度：16度01分00秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

-  指定を解除する区域
-  形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第272号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第998号により指定した区域)
-  単位区画
-  筆境界
-  調査対象地



●東京都告示第千九十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条
第一項本文の規定に基づき種畜証明書を次のとおり交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法第八条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小池 百合子

証明書番号

等級 種類 品種

名号

生年月日

検査年月日

飼養者住所・氏名

三二六一三〇二〇〇一

二級 豚 合成豚

トウキョウX

オウメ 八・〇九三三一

平成二十五年八月二日

平成二十九年五月十六日

青梅市新町六丁目七番地一

公益財団法人東京都農林水

産振興財団

三二六一三〇二〇〇二

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一・〇九二二八

平成二十五年六月二十一日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇三

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一六・〇九五二七

平成二十六年二月九日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇四

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 三・〇九五九五

平成二十六年三月十三日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇五

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 九・〇九四七五

平成二十六年一月二十一日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇六

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一二・〇九三三三

平成二十五年十月五日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇七

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一一・〇九三八九

平成二十五年十月二十三日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇八

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 三・〇九四二八

平成二十五年十一月二十二日

同日

同右

三二六一三〇二〇〇九

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 八・〇九七二一

平成二十六年六月十二日

同日

同右

三二七二二〇二〇〇一

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 三〇九五四七

平成二十六年二月二十一日

同日

同右

三二七二二〇二〇〇二

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一〇九七一六

平成二十六年六月十四日

同日

同右

三二七二二〇二〇〇三

同右 同右 同右

トウキョウX

オウメ 一一・〇九八三二

平成二十六年八月十日

同日

同右

公 告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成二十九年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

第二千三百六十九回東京都宝くじ

一 名称

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十九年十月四日から同月十七日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千五百万円

六 委託対象事務の範囲

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百七十六万六千八百円

八 その他発売経費 発売総額に対して千九百四十四万円

九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千三百七十回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 一億五千万円 百五十万枚	三 証券金額 一枚百円	四 発売期間 平成二十九年十月一日から同月二十四日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して六千五百三十万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百八万九千五百四十四円	八 その他発売経費 発売総額に対して九百三十万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。
一 名称 第二千三百七十一回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚	三 証券金額 一枚百円	四 発売期間 平成二十九年十一月一日から同月十四日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して八千六百九十万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千二十三万三千六百九十二円	八 その他発売経費 発売総額に対して千二百四十万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。
一 名称 第二千三百七十二回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚	三 証券金額 一枚二百円	四 発売期間 平成二十九年十一月一日から同月十四日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千五百万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百九万九千三百六十円	八 その他発売経費 発売総額に対して千九百四十四万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。
一 名称 第二千三百七十三回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚	三 証券金額 一枚二百円	四 発売期間 平成二十九年十一月二十九日から同年十二月十二日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して一億三千四百四十万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千七百二十二万八千九百六十円	八 その他発売経費 発売総額に対して千九百四十四万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。
一 名称 第二千三百七十四回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚	三 証券金額 一枚二百円	四 発売期間 平成二十九年十二月十三日から同月二十六日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千五百万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百二十六万五千五百円	八 その他発売経費 発売総額に対して三千二百四十万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。
一 名称 第二千三百七十五回東京都宝くじ	二 発売総額及び枚数 十四億円 七百万枚	三 証券金額 一枚二百円	四 発売期間 平成二十九年十二月二十七日から平成三十年一月九日まで	五 当せん金の総額 発売総額に対して六億二千六百九十万円	六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して六億二千六百九十万円	八 その他発売経費 発売総額に対して千九百四十四万円	九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日	十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券 票法その他関係通達による。

<p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十年二月二十一日から同年三月六日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千四百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千五百一十一万四千七百三十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して二千七百五万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>二 発売総額及び枚数 一億五千万円 百五十万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 平成三十年三月七日から同月二十日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して六千四百四十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百二十万八千四百五十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して九百三十万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千三百八十二回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十年二月二十八日から同年三月十三日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億八千万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百三十八万五千二百円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して二千五百九十二万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>一 名称 第二千三百八十四回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 平成三十年三月十四日から同月三十一日まで</p> <p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億七千七百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百二十九万九千七百七十二円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して二千六百六十四万円</p> <p>九 受託申請期限 平成二十九年七月十四日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券票法その他関係通達による。</p>	<p>土地区画整理事業の換地処分について</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定によりあきる野市初雁土地区画整理組合理事長山本藤男から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。</p> <p>平成二十九年七月三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
--	--	---	--	--

雑報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十九年七月三日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七百二十八回全国自治宝くじ

三百億円 一億枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十単
 位（十ユニット）。

一枚三百円

平成二十九年十月十一日から同月三十一日まで
 発売額三十億円に対して十四億三千九百九十万

円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億七百三十八万六千
 八百九十二円

発売額三十億円に対して一億五千九百二十八万
 三千七百円

平成二十九年七月十四日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

第七百二十九回全国自治宝くじ

百二十億円 四千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として四単
 位（四ユニット）。

一枚三百円

平成二十九年十月十一日から同月三十一日まで
 発売額三十億円に対して十四億五千万円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億七百四十四万六千
 四百円

発売額三十億円に対して一億六千三十九万五千
 円

平成二十九年七月一四日

九 受託申請期限

八 その他発売経費

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

六 委託対象事務の範囲

五 当せん金の額

四 発売期間

三 証券金額

二 発売総額及び枚数

名称

十 その他

九 受託申請期限

八 その他発売経費

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

六 委託対象事務の範囲

五 当せん金の額

四 発売期間

三 証券金額

二 発売総額及び枚数

一 名称

十
そ
の
他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

